

大阪市会 政務活動費について

大 阪 市 会 事 務 局

◎政務活動費の概要

目 的 市会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付

交 付 対 象 ①会派 ②会派及び議員 ③議員
(※現在はすべて①会派が選択されている)

交 付 額 月額 57 万円×会派所属議員数
(平成 27 年 4 月 29 日まで特例条例により減額措置を実施しており、実際の支給額は月額 51 万 3 千円×会派所属議員数)

政務活動費を充てることができる経費の範囲

調査研究、研修、広報・広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付し、条例の別表に定める政務活動に要する経費以外のものに充ててはならない。

収支報告等

会派の代表者及び交付対象議員は、毎年度、領収書その他当該支出の事実を証する書類の写しを収支報告書に添付し、議長に提出しなければならない。

議長は収支報告書及び領収書等の写しを一般の閲覧に供する。

◎市会での政務調査費・政務活動費の透明性確保の取り組み

H18.3 大阪市区政務調査費条例の改正（議員提案）

- ・ 収支報告書への5万円以上の領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しの添付
- ・ 会派代表者と経理責任者と連名で収支報告書を作成し、収支報告書に加え領収書等の写しも閲覧に供するとともに閲覧について必要な事項は議長が定める

H18.7 政務調査費の取扱い要綱及び手引きの議長決定・施行

- ・ 大阪市区としての政務調査費の取扱いの基本指針を示し、経理の明確化、適正な取扱いを期する
- ・ 政務調査費で支出できない経費の明文化（慶弔・餞別、会議を伴わない飲食、選挙・政党・後援会活動経費等）
- ・ 調査研究費等の使途費目毎の帳票類の整理・保管の基準設定
- ・ 議長による収支報告書等の検査、必要に応じた説明の要請、修正の指示
- ・ 政務調査費の支出にあたっての基本的な考え方や使途基準の統一的運用を確保するための事項毎の解説

H21.3 大阪市区政務調査費条例の改正（議員提案）

- ・ 全ての支出について、領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しを添付

H22.4 手引きの改訂

- ・ 政務調査活動の定義を追加し、内容を明確化
- ・ 「事務・事務所費」として一つの費目で充当していたものを「事務費」と「事務所費」に分割し内容を明確化
- ・ 各費目について想定される具体的な使途の例を一覧表で列挙

H25.2 大阪市区政務調査費条例の改正（議員提案）

- ・ 政務活動費への変更にかかる規定整備
- ・ 議長は収支報告書及び領収書等の写しを一般の閲覧に供する
- ・ 政務活動費の適正運用のための議長の調査及び使途の透明性確保についての議長の努力義務

H25.4 手引きの改訂

- ・ 政務活動費への変更にかかる規定整備
- ・ 合理的な区分が困難であり、実績が明確でない場合2分の1を按分の基準とする
- ・ 同一生計の親族に対する支出を認めない

報酬（議員）費用弁償額 政務活動費 改定推移（平成4年～26年度）

区分	報酬（議員）			費用弁償			政務活動費		（参考） 総合計
	月額	年額	月数	日数	日額	年額	月額	年額	
平成4	【4.4.1】 970,000	円 17,983,800	17.45		【4.4.1】円 14,000	平均 円 810,000	【4.4.1】円 550,000	円 6,600,000	千円 25,394
5		17,809,200	17.30			816,000			25,225
6		17,692,800	17.20			830,000			25,124
7		17,692,800	17.20			887,000			25,180
8	↓ 【8.9.1】 1,050,000	19,152,000	17.20			855,000			26,607
9		19,152,000	17.20			809,000			26,561
10		19,215,000	17.25			845,000			26,660
11		18,837,000	16.95			863,000			26,300
12		18,585,000	16.75			907,000			26,092
13		18,522,000	16.70			455,000	【13.4.1】 600,000	7,200,000	26,177
14	↓ 【15.1.1】 (1,050,000) 1,000,000	17,580,000	16.65			445,000			25,225
15		17,280,000	16.40			515,000			24,995
16		17,280,000	16.40			510,000			24,990
17	↓ 【18.1.1】 (1,020,000) 970,000	16,819,800	16.45		【17.4.1】 10,000	359,000			24,379
18	【18.4.1】 1,020,000	17,686,800	16.45	平成18年度より廃止					24,887
19		17,748,000	16.50						24,948
20		17,748,000	16.50						24,948
21	↓ 【21.4.1】 (1,020,000) 969,000	16,707,600	16.15				【21.4.1】 (600,000) 540,000	6,480,000	23,188
22	↓ 【23.1.1】 (970,000) 921,000	16,318,800	15.95				【23.1.1】 (570,000) 513,000	6,399,000	22,718
23	【23.4.1】 (970,000) 776,000	13,909,800	15.95					6,156,000	20,066
24		13,909,800	15.95						20,066
25		13,909,800	15.95						20,066
26	↓	13,909,800	15.95						20,066

注）1 政務調査費→政務活動費（H25.3.1～）

注）2 2段書きの箇所について、上段（ ）内は条例による報酬額、下段は特例条例適用による報酬額

（参考）

・期末勤勉手当

報酬月数	23～26年度	22年度	21年度	20年度
夏	1.90	1.95	1.95	2.15
冬	2.05	2.00	2.20	2.35
計	3.95	3.95	4.15	4.50
20年度 (1,020,000 × 12月) + (1,020,000 × 4.50月 × 1.2)				
=17,748,000				
21年度 (969,000 × 12月) + (1,020,000 × 4.15月 × 1.2)				
=16,707,600				
22年度 (969,000 × 9月) + (921,000 × 3月)				
+ (1,020,000 × 3.95月 × 1.2) = 16,318,800				
23～26年度				
(776,000 × 12月) + (970,000 × 3.95月 × 1.2)				
=13,909,800				

・費用弁償

決算額÷月平均人数	
6年度	72,170,000 ÷ 86.92 = 830,304
7年度	79,870,000 ÷ 90 = 887,444
8年度	76,958,000 ÷ 90 = 855,089
9年度	72,212,000 ÷ 89.25 = 809,098
10年度	75,222,000 ÷ 89 = 845,191
11年度	73,780,000 ÷ 85.5 = 862,924
12年度	78,442,000 ÷ 86.5 = 906,844
13年度	40,446,000 ÷ 88.92 = 454,858
14年度	39,564,000 ÷ 88.92 = 444,939
15年度	45,752,000 ÷ 88.92 = 514,530
16年度	45,402,000 ÷ 89 = 510,135
17年度	31,960,000 ÷ 89 = 359,101
18年度より廃止	

政務調査費・政務活動費の支出額の状況

(単位:千円)

	交付額	支出額	返還額	執行率(%)
平成20年度	639,600	624,196	15,404	97.6
平成21年度	569,700	565,206	4,494	99.2
平成22年度	559,953	526,983	32,970	94.1
平成23年度	529,416	481,558	47,858	91.0
平成24年度 (総額)	528,903	488,228	40,675	92.3
平成24年度 (政務調査費)	484,785	449,166	35,619	92.7
平成24年度 (政務活動費)	44,118	39,062	5,056	88.5

◎政務活動費支出内訳(平成24年度)
政務調査費と政務活動費の合算

項目			金額(千円)	構成率(%)
交付額			528,903	
支出額	調査研究費	会派が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費。政務活動のために行う視察等を含む。	24,796	5.1%
	研修費	会派が行う研修会、講演会の開催に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費	2,040	0.4%
	会議費	会派における調査研究等政務活動のための会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	1,314	0.3%
	資料作成費	会派が行う調査研究等政務活動のために必要となる資料の作成に要する経費	1,625	0.3%
	資料購入費	会派が行う調査研究等政務活動のために必要となる図書、資料等の購入に要する経費	10,282	2.1%
	広報・広聴費	会派が行う調査研究等政務活動、議会活動及び市の政策の市民への文字、画像、動画、音声等による広報及び広聴活動に要する経費並びに会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費	62,502	12.8%
	人件費	会派が行う調査研究等政務活動を補助する職員を雇用する経費	221,926	45.5%
	事務費	会派が行う調査研究等政務活動に係る事務遂行に必要な経費	66,535	13.6%
	事務所費	会派が行う調査研究等政務活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費	95,884	19.6%
	要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費	36	0.0%
	その他の経費	前各項に掲げるもののほか、会派が行う調査研究活動に必要な経費	1,288	0.3%
	計		488,228	100.0%
残余额			40,675	

政務活動費の比較

平成26年4月1日現在

	所属議員1人当たりの交付額			備考
	月額ベース (円)	順位※	年額ベース (円)	
大阪市	570,000	1	6,840,000	
札幌市	400,000	6	4,800,000	
仙台市	350,000	7	4,200,000	
さいたま市	340,000	10	4,080,000	
千葉市	300,000	11	3,600,000	
横浜市	550,000	2	6,600,000	
川崎市	450,000	5	5,400,000	
相模原市	100,000	18	1,200,000	
新潟市	150,000	15	1,800,000	
静岡市	250,000	13	3,000,000	
浜松市	150,000	15	1,800,000	
名古屋市	500,000	4	6,000,000	
京都市	540,000	3	6,480,000	
堺市	300,000	11	3,600,000	
神戸市	380,000	—	4,560,000	会派に政務調査員を配置した場合、政務調査員1人当たり月額34万円の加算がある。 (所属議員数5人以上15人未満の会派は34万円、15人以上の会派は68万円の範囲内まで。)
岡山市	135,000	17	1,620,000	
広島市	300,000	—	3,600,000	会派に常勤職員を配置した場合、会派職員雇用費の加算がある。(会派人数に応じて最大4人まで。雇用期間に応じて月額15万3,900円～17万1,900円)
北九州市	350,000	7	4,200,000	
福岡市	350,000	7	4,200,000	
熊本市	200,000	14	2,400,000	

※備考欄の通り、神戸市と広島市は単純比較できないため、順位付けの対象からは除外している。

東京都	600,000	—	7,200,000	
大阪府	590,000	—	7,080,000	

政務活動費に関する他都市の状況（平26．4調査）

調査項目 自治体名	1 議員数 現員数(定数)	2 交付対象	3 1月あたりの交付(単位:万円)	4 収支報告	5 領収書等の収支報告書への添付	6 領収書等原本の保管 及び保管期間	7 市民への公開	8 議長の調査	9 外部検査機関	10 市長への送付
大阪市	86(86)	会派のみか 会派と議員かを選択	①会派のみ 57(51.3)×所属議員数 ②会派+議員 〔会派〕 9.5(8.55)×所属議員数 〔議員〕 47.5(42.75) ③会派に所属しない議員 47.5(42.75) ※議員提出議案による特例条例により、 平成27年4月29日まで、()内の額へ減額。	前年度分を4/30までに議長に提出	領収書はすべて添付(22.4.1施行)	会派・議員 5年	報告書、領収書等とも 閲覧に供する	記載を検査し必要なときは説明を 求めることができる。また、記載に 不適切なものがあるときは修正を 命ずることができる	専門委員を委嘱して いる(弁護士、会計 士)。(平成23.4.1以降)	議長は収支報告書、領収 書等の写しの写しを市長 に送付
札幌市	68(68)	会派	40×所属議員数	前年度分を4/30までに議長に提出	領収書はすべて添付(平成20年度交付分から)	会派 提出期限 の属する年度の 翌年度の4月1日 から起算して5年	報告書、領収書等とも 閲覧に供する	必要に応じ調査を行う	なし	議長は収支報告書、領収 書等の写しを市長に送付
仙台市	55(55)	会派のみか 会派と議員かを選択	35×所属議員数 ①議員への交付を認める会派 〔会派〕 35の範囲内で各会派が 定める額×所属議員数 〔議員〕 35から会派交付額を減 じた額 ②会派交付のみの場合 35×所属議員数	前年度分を5/15までに議長に提出	領収書はすべて添付(23.8.28施行)	議長 5年	報告書、領収書等 とも閲覧に供する	内容を調査し、必要があると認 めるときは証拠書類等の資料 の提示を求めることができる。 内容が不適正であると認める ときは、その修正を命ずる	なし	収支報告書、領収書等の 写し、政務活動報告書の 写しを市長に送付
さいたま市	59(60)	会派のみか 会派と議員かを選択	①会派のみ 34×所属議員数 ②会派及び議員 〔会派〕 14×所属議員 〔議員〕 20 ③会派に所属しない議員 20	各半期終了後1月以内に議長に提出(別途実 績報告(決算書と事業成果書を添付)を年度 終了後1月以内に市長に報告)	領収書はすべて添付(21.4.1施行)	会派及び議員 5年	報告書、領収書等とも 閲覧に供する	必要に応じ調査を行う	公認会計士に調査委 託(年6回程度)	議長は収支報告書、領収 書等の写しを市長に送付 (別途会派から市長に実 績報告書を提出)
千葉市	54(54)	会派のみか 会派と議員かを選択	①会派 30×所属議員数 ②会派+議員 〔会派〕 30以内で会派の定める額 (会派交付分)×所属議員数 〔議員〕 30から会派交付分を控除した額 ※議員提出議案の附則により、平成23年 7月1日から平成27年3月31日まで、30を 27に減額。	前年度分を4/30までに議長に提出	領収書はすべて添付(20.4.1施行)	会派・議員 5年	報告書、領収書等とも 閲覧に供する	収支報告等が提出されたときは、 必要に応じ調査を行うことがで きる。	なし	議長は収支報告書等の写 しを市長に提出する
横浜市	86(86)	会派か議員かを選択	①会派 55×所属議員数 ②議員 (議員) 55	前年度分を4/30までに議長に提出	領収書はすべて添付(20.4.1施行)	会派又は議員 5年	報告書、領収書等とも 閲覧に供する	なし	なし	議長は収支報告書の写し 及び領収書等の写しの写 しを市長に送付
川崎市	60(60)	会派のみか 会派と議員かを選択	①会派 45×所属議員数 ②会派+議員 〔会派〕 5×所属議員数 〔議員〕 40	前年度分を4/30までに議長に提出	領収書はすべて添付(20.4.1施行)	会派・議員 5年	報告書、領収書等とも 閲覧に供する	なし	法律事務所に相談業 務を委託	議長は収支報告書及び領 収書等の写しの写しを市 長に提出
相模原市	49(48)	会派又は 会派に所属しない議員	会派 10×所属議員数 会派に所属しない議員 10	前年度分を4/30までに議長に提出	領収書はすべて添付(19.5.1施行)	議長 5年	報告書、領収書等とも 閲覧に供する	会派及び会派に所属しない議員に 対して必要な調査を することができる。	なし	提出された収支報告書の 写しを市長に送付する
新潟市	56(56)	会派のみか 会派と議員かを選択	①会派 15×所属議員数 ②会派+議員 〔会派〕 3×所属議員数 〔議員〕 12 ③会派に所属しない議員 12	前年度分を4/30までに議長に提出	領収書はすべて添付(19.4.1施行) 19.5.2適用	会派・議員 5年	報告書、領収書等とも 閲覧に供する	必要に応じ調査を行う。	なし	政務活動費収支報告通知 書により市長に通知
静岡市	48(48)	会派	25×所属議員数	前年度分を4/30までに議長に提出	領収書はすべて添付(平成15年の条例制定時 から(旧静岡市は平成13年から))	議長 10年	報告書、領収書等とも 写しを閲覧に供する	なし	なし	議長は収支報告書の写し のみを市長に送付

政務活動費に関する他都市の状況（平26．4調査）

調査項目 自治体名	1 議員数 現員数(定数)	2 交付対象	3 1月あたりの交付(単位:万円)	4 収支報告	5 領収書等の収支報告書への添付	6 領収書等原本の保管 及び保管期間	7 市民への公開	8 議長の調査	9 外部検査機関	10 市長への送付
浜松市	44(46)	会派	15×所属議員数	前年度分を4/30までに議長に提出	領収書はすべて添付(13.4.1施行)	会派 5年	公開請求手続により 即時公開する。	なし	なし	議長は収支報告書を市長 に送付
名古屋市	75(75)	会派	50×所属議員数	前年度分を5/6までに議長に提出	領収書はすべて添付(22.4.1施行)	会派 5年	報告書、領収書等とも 閲覧に供する	必要に応じ調査を行う	なし	議長は収支報告書の写し を市長に送付
京都市	69(69)	会派と議員	【会派】 14×所属議員数 【議員】 40	前年度分を4/30までに議長に提出	領収書はすべて添付(20.4.1施行)	会派、議員 5年	報告書、領収書等とも 閲覧に供する	会派、議員に報告を求め調査する ことができる	なし	議長は収支報告書の写し を市長に送付
堺市	52(52)	会派のみか 議員のみか 会派と議員かを選択	①会派 30×所属議員数 ②議員 30 ②会派+議員 30のなかで、会派ごとに配分額を 決定	前年度分を5/10までに議長に提出	領収書はすべて添付(20.4.1施行)	会派・議員 5年	報告書、領収書等とも 閲覧に供する	必要に応じ調査を行う	なし	収支報告書等の写しを市 長に送付
神戸市	68(69)	会派	38×所属議員数 +会派に政務調査員を配置した場合、政務 調査員1人当たり月額34万円の加算があ る。 ・政務調査員の配置基準については、欄外 ※1参照	前年度分を5/20までに議長に提出	領収書はすべて添付(19.7.1施行)	会派 5年	平成24年度分以降は 収支報告書、領収書と も閲覧に供する。 ※平成23年度分まで は情報公開請求で対 応。	収支報告書等に疑義があれば会 派代表者に説明を求めることがで きる(経理要綱7:議長の検査)	なし	なし
岡山市	51(52)	会派	13.5×所属議員数	前年度分を4/30までに議長に提出	領収書はすべて添付(19.7.1施行)	会派 5年	報告書、領収書等とも 閲覧に供する	なし	なし	議長は収支報告書等の写 しを市長に送付
広島市	55(55)	会派	30×所属議員数+会派職員雇用費 (会派人数に応じて最大4人まで) ・欄外※2参照	前年度分を4/30までに議長に提出	領収書はすべて添付(20.4.1施行)	会派 5年	公開請求があった 場合のみ	なし	外部の弁護士と協定 を締結し、法律相談 を実施(法的判断 の必要がある場合)	議長は収支報告書、領収 書等の写しを市長に送付
北九州市	61(61)	会派	35×所属議員数	前年度分を4/30までに議長及び市長に提出	領収書はすべて添付(23.4.1施行)	会派 5年	報告書、領収書等とも 閲覧に供する	必要に応じて調査を行う	なし	会派が議長、市長それぞ れに収支報告書を提出
福岡市	61(62)	会派交付か 会派及び議員交付かを 会派が選択	①会派 35×所属議員数 ②会派+議員 【会派】 9×所属議員数 【議員】 26	前年度分を4/30までに議長に提出	領収書はすべて添付(20.4.1施行)	会派・議員 5年	報告書は閲覧に供す るが、領収書等は公開 請求があった場合の み。 H25年度の収支報告 書は、ホームページで公 開。	・議長は、～(略)～収支報告書及び～ (略)～領収書等の証拠書類の写しの 内容を検査し、必要に応じて調査を行 う。(条例第15条) ・議長は、条例第15条の調査の結果、 関係書類等の処理に不適切なものが あると認めたときは、会派の代表者又 は議員に対し、その修正を命ずること ができる。(取扱要領第5条)	なし	議長は「収支報告書及び 領収書等の写し」の写しを 市長に送付
熊本市	49(48)	議員	20	前年度分を4/30までに議長に提出	領収書はすべて添付(20.4.1施行)	議員 5年	報告書、領収書等とも 写しを閲覧に供する	必要に応じ調査を行う。調査に際し ては、学識経験者より専門的見地 からの意見を聴くことができる。	南九州税理士会に調 査を委託している。	議長は収支報告書の写し を市長に送付
東京都	127	会派	60×所属議員数	前年度分を4/30までに議長に提出(別途四半 期ごとに収支状況報告書を議長に提出し閲覧 に供する)	領収書はすべて添付(21.4.1施行)	会派 5年	報告書、領収書等とも 閲覧に供する	必要に応じ調査を行う。調査に際し ては、学識経験者から構成される 東京都議会政務活動費調査等協議 議会より専門的見地からの意見を 聴く。	東京都議会政務活動 費調査等協議会(弁 護士、公認会計士・ 税理士)	議長は収支報告書(原本) を知事に送付
大阪府	105(109)	会派及び議員	①会派及び議員 【会派】159を限度として会派が 一律に定める額を減じた額× 所属議員数 【議員】159を限度として会派が 一律に定める額 ②会派に所属しない議員 49	前年度分を4/30までに議長に提出	領収書はすべて添付(19.10.1施行)	会派、議員 5年	報告書、領収書等 とも閲覧に供する	・必要な調査を行う ・学識経験者を含む合議体の意見 をきく	政務活動費検査等協 議会(弁護士1、公認 会計士1、議員委員 4)	議長は収支報告書の写し を知事に送付

※1 所属する議員数5人以上15人未満の会派:34万円(月額)の範囲内、15人以上の会派:68万円(月額)。雇用が1月に満たない場合は規定により減額

※2 常勤職員の雇用期間に応じて1人月額15万3,900～17万1,900円

◎前回（平成 20 年 12 月）の特別職報酬等審議会の答申 抜粋

市会政務調査費については、市会政務調査費の透明性の確保について、説明責任を果たす必要があることなど、各委員から多くの意見が出されるとともに、議員報酬及び市会政務調査費の額については、議会の独自性を尊重することも必要なことから、状況報告を受け議論を行いました。

大阪市会におかれては、今般、当審議会の答申に先立って、諮問事項にかかる議会の意思として、近年の市会政務調査費の透明性の確保に対する機運の高まりや危機的な財政状況にある大阪市の経費削減の取組みに呼応するためにも、市会政務調査費にかかる収支報告書へ、その支出すべてに領収書等の添付をすることとし、現任期期間において議員報酬を 5%、市会政務調査費を 10%削減することとし議員提出で特例条例を設けるとされたとのことであります。

当審議会としては、地方分権の進展に伴い、地方議会議員の果たす役割はますます重要なものとなることから、議員報酬及び市会政務調査費の額については、今後も適正なあり方について議論・検討を行なっていくつもりであります。今般、大阪市会が他政令指定都市に先駆けて取組まれてきた市会政務調査費の透明性を一段と強め、それを確保するとともに、議員報酬及び市会政務調査費の額についても自ら減じるとされた意思を尊重するものであります。

なお、市会政務調査費の額については、社会経済情勢の今後予想される大きな変化や市会政務調査費の使途状況などを踏まえた上で、当審議会でも主体的に検討できるようにしかるべき適切な時期に当審議会に諮問されるよう切望する次第であります。

